

奈良市公報

第15号

令和元年12月2日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
11 1	305	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
11 1	306	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
11 1	307	道路の位置指定	建築指導課
11 1	308	近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表	住宅課
11 1	309	不当要求行為等の行為者の氏名等の公表	法務ガバナンス課
11 1	310	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
11 1	311	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
11 5	312	都市計画用途地域の変更案に係る公聴会の開催	都市計画課
11 5	313	都市計画地区計画の原案の公衆縦覧	都市計画課
11 5	314	電線共同溝を整備すべき道路の指定	土木管理課
11 5	315	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護第一・第二課
11 5	316	放置自転車等の保管	環境政策課
11 5	317	住居番号の変更	市民課
11 5	318	住居番号の設定	市民課
11 6	319	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
11 6	320	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者等の廃止	障がい福祉課
11 7	321	放置自転車等の保管	環境政策課
11 8	322	令和元年度被表彰者の氏名等	秘書広報課
11 8	323	放置自転車等の保管	環境政策課
11 8	324	形質変更時要届出区域の指定	保健・環境検査課
11 11	325	指定管理者の公募	スポーツ振興課
11 11	326	放置自転車等の保管	環境政策課
11 12	327	街区の区域等の変更	市民課
11 12	328	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護第一・第二課
11 12	329	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の辞退の届出	保護第一・第二課

11	12	330	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
11	12	331	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
11	13	332	奈良市公報号外第 12 号に掲載	産業政策課
11	13	333	奈良市公報号外第 12 号に掲載	危機管理課
11	14	334	放置自転車等の保管	環境政策課
11	15	335	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護第一・第二課

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
11	1	25	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
11	1	26	不当要求行為等の行為者の氏名等の公表	経営企画課
11	15	27	奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	給排水課

教 育 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
11	1	11	不当要求行為等の行為者の氏名等の公表	教育政策課
11	12	12	定例教育委員会の開催	教育政策課

農 業 委 員 会

月	日	番号	件名
11	7	9	農業委員会総会の招集

告 示

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和元年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 募集戸数

別紙省略

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

別紙省略

(2) 入居申込受付期間

別紙省略

(3) 申込方法

ア 別紙省略

イ 申込みは1世帯1通に限る。2通以上の申込みや、重複した申込みは無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 次の(イ)から(オ)までの全ての条件に該当する者が申込みことができる。

(イ) 現に同居し又は同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は募集の翌月から3か月以内に結婚予定の婚姻予約者を含む。）があること。単身者の申込みは、次のaからjまでのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。（常時介護を必要とする者のうち居宅においてこれを受けることができない者は単身での申込みはできない。）

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60歳以上の者

b 身体障がいのある者（障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで）

c 精神障がいのある者（障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級まで）

d 知的障がいのある者（障がいの程度がcに相当）

- e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法（大正12年法律第48号）に規定する特別項症から第6項まで又は第1款症の者
- f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者
- g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者
- h 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者
- i ハンセン病療養所入所者等
- j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定による一時保護若しくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

- (イ) 奈良市営住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。
- (ロ) 市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。
- (ハ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた方は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等を未納していないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。
- (ニ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している方が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除きます。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記エの不正の行為に該当します。）

イ コミュニティ住宅 一般向 次の(ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申込みことができる。

- (ア) 現に同居し又は同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は募集の翌月から3か月以内に結婚予定の婚姻予約者を含む。）があること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

- (イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ロ) ア(イ)から(ウ)の条件

ウ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申込みことができる。

- (ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(ウ)の条件

オ 市営住宅 多子世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申込みことができる。

(ア) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者であること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)の条件

3 公開抽選と入居決定

- (1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。
- (2) 申込書の受付番号をもって抽選番号とする。
- (3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。
- (4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚約予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（平成31年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記1のほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

平成30年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。（この提供書の適用開始時期は未定のため、適用開始の際は、募集時に別途募集一覧等で通知する。）

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在親族等の持ち家に居住している場合は、所有者（固定資産税の納入義務者）が親族等（入居予定者及び同居予定者でない）であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、別の場所に居住している親族（婚約予定者を含む。）が同居する場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3ヵ月以内に発行のもの。）

母子世帯・父子世帯又は単身で入居する場合は、配偶者がいないことを確認するために必要である。別居中の親族（住民票上世帯を分離している場合を含む。）が同居する場合は、親族関係を確認するために必要である。

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の署名及び捺印が必要である。）

ク 各種控除に関する証明書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者に特別控除対象者がいる場合、特別控除対象者であることを証明する書類が必要である。

※ 障害者が単身で入居する場合は、社会福祉事務所の発行する単身で日常生活ができる旨の照明が必要な場合がある。

ケ 婚約予約証明書（該当者のみ）

婚約予定者（募集月の翌月から3ヵ月以内に結婚する者）は婚約予約証明書に必要事項を記入し、署名捺印の上、提出すること。

コ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行のもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

サ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者と決定された者が提出した書類により、入居資格審査を行い入居予定者を決定する。なお、

この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

ウ 落選した者への通知は行わない。

エ 入居資格審査書類が期間内に提出されない場合、入居予定者資格を無効とする。

(6) 入居決定

入居予定者に決定した者について実態調査を行った上、入居決定する。なお、実態と申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。また、指定入居日までに住宅敷金（減免前の家賃の3ヵ月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3ヵ月分。駐車場使用申込者のみ。）、入居月の家賃及び共益費の納付並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ。）並びに入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等の書類の提出がない場合は、入居を延期もしくは入居の決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 申込書及び提出された書類は返却しない。

(2) 家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

奈良市告示第 306号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和 元年 11月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 元年 11月 1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108284	訪問介護	株式会社フェリシテ	京都府木津川市 木津殿城90番地 6	訪問介護 福助	奈良市南京終町 1丁目89番地4
2970108292	訪問介護	株式会社プロパティ・ケア	大阪府大阪市東 淀川区東中島一 丁目18番22号	ハッピースタッフ奈良学園前	奈良市学園朝日 町8番8号

奈良市告示第307号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和元年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	大阪市北区大淀中一丁目1番30号
申請者氏名	積和不動産関西 株式会社 代表取締役 北田 康
道路の位置	奈良市三松二丁目265番、293番の各一部
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	53.25m
指定年月日	令和元年11月1日
指定番号	第R0101号

奈良市告示第 308 号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の規定による令和2年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表する。

令和 元年 11月 1日

奈良市長 仲川 元 庸

名称	位置	床面積 (㎡)	住居番号等	近傍同種の住宅の家賃 (円)	利便性 係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	70,700	0.7178
		74.8	3-4号館	70,600	0.7178
		74.8	5-6号館	74,500	0.7178
		39.3	6号館	39,000	0.7178
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	16,600	0.7412
		74.9	1-2号棟	87,900	0.7715
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1-2号棟	71,600	0.7172
		64.2	1-2号棟	61,600	0.7172
		64.5	1-2号棟	61,900	0.7172
		71.9	1-2号棟	69,000	0.7172
		74.6	3号棟	71,500	0.7172
		64.2	3号棟	61,500	0.7172
		64.5	3号棟	61,800	0.7172
		71.9	3号棟	68,900	0.7172
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1-2号棟	67,100	0.7497
		64.5	1-2号棟	57,900	0.7497

		71.2	1-2号棟	63,900	0.7497
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101-120	17,100	0.7192
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131-140	18,700	0.7467
		28.0	141-150	19,400	0.7467
		33.8	151-160	21,200	0.7467
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	1-2号棟	112,100	0.7790
		60.7	1-2号棟	97,000	0.7790
		55.3	1-2号棟	95,300	0.7838
		70.1	3号棟	108,100	0.7790
		60.7	3号棟	93,600	0.7790
		55.3	3号棟	92,800	0.7838
		60.1	3号棟	92,700	0.7790
		41.6	3号棟	63,800	0.7790
第10号市営住宅	奈良市古市町	42.7	127-141	13,900	0.7137
		55.4	143-157	26,200	0.7137
		58.8	158-164	27,600	0.7137
		58.8	165-188	27,800	0.7137
		74.6	1-23	91,200	0.7293
		74.6	24-35	89,200	0.7293
		74.9	36-62	88,600	0.7293
		74.9	63-66	89,400	0.7293
		74.9	67-102	92,100	0.7293
		75.0	103-112	89,700	0.7293
		74.9	113-118	86,300	0.7293

		74.9	119-124	98,500	0.7293
		74.8	125-128	99,000	0.7293
		74.8	129-134	100,900	0.7293
		74.9	137-138	100,700	0.7293
		74.9	135-136	97,400	0.7293
		75.0	139-140	89,600	0.7293
		74.8	141-154	104,000	0.7293
		31.4	1-12	13,600	0.7054
第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	58.8	79-91	26,400	0.7013
		58.8	92-101	31,200	0.7013
		74.8	1-10	85,300	0.7127
		74.9	25-28	87,400	0.7127
		74.9	11-24	86,400	0.7127
		74.9	29-32	87,200	0.7127
		74.9	33-38	89,900	0.7127
		74.9	39-43	89,900	0.7127
		75.0	44-47	90,500	0.7127
		74.9	48-53	90,300	0.7127
		75.0	54-55	83,900	0.7127
		74.9	56-57	96,000	0.7127
		74.9	58-63	89,800	0.7127
		75.0	64-65	83,800	0.7127
		75.1	66-73	96,400	0.7127
75.0	74-79	98,300	0.7127		

第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、 横井二丁目及び 横井五丁目	55.4	76-105	20,300	0.7027
		75.0	1-28	90,800	0.7145
		74.9	39-43	88,600	0.7145
		74.9	29-38	89,300	0.7145
		74.8	44-49	87,600	0.7145
		74.9	50-53	87,700	0.7145
		74.9	54-55	88,400	0.7145
		74.9	56-59	91,200	0.7145
		75.0	60-67	88,800	0.7145
		75.0	68-71	89,000	0.7145
		74.9	72-75	86,400	0.7145
		74.9	76-77	98,000	0.7145
		74.7	78-79	101,300	0.7145
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15-20	27,300	0.7000
		58.8	21-30	30,900	0.7000
		74.9	1-8	89,600	0.7109
		75.0	9-14	90,200	0.7109
第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101-312	80,700	0.7613
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	26,000	0.7444
		37.6	2号棟	24,600	0.7444
		42.1	3号棟	23,600	0.7444
		38.7	4号棟	21,800	0.7444
		42.3	5-6号棟	24,500	0.7444
第19号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52-61	29,500	0.7151

		74.8	101-404	75,600	0.7178
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1-4号棟	44,000	0.7906
		65.0	5-9号棟	53,800	0.7906
		55.0	5-9号棟	45,600	0.7906
		45.0	5-9号棟	37,100	0.7906
第21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201-612	48,200	0.8017
第22号市営住宅	奈良市藺生町	31.5	1~20	9,100	0.6752
		31.5	21~36	8,900	0.6752
第23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1~20	8,400	0.6780
		31.5	21~40	9,100	0.6780
西之阪地区 改良住宅	奈良市油阪町及び 西之阪町	47.3	1期	31,400	0.8017
		47.3	2期	31,400	0.8017
		51.1	3期A	44,100	0.8017
		51.1	3期B	44,100	0.8017
横井地区 改良住宅	奈良市横井一丁目及び 横井二丁目	80.0	1	37,600	0.7118
		80.0	4,5,10,11	40,500	0.7118
		80.0	6-8,13-22	41,100	0.7118
		80.0	2	38,700	0.7106
		80.0	3	40,500	0.7106
		80.0	9,12	41,100	0.7106
		80.0	23,26-32	39,600	0.7118
		80.0	24,25	39,600	0.7106
		80.0	34,36,41,45,48-51	40,500	0.7118
		80.0	35,37-39,43,46, 52-57,59-65	41,000	0.7118

	80.0	44, 47	40, 500	0. 7106
	80.0	33, 40, 58	41, 000	0. 7106
	80.0	88	39, 400	0. 7118
	80.0	83	40, 000	0. 7118
	80.0	89, 91	40, 500	0. 7118
	80.0	66, 70, 78, 87, 99	41, 100	0. 7118
	80.0	67, 69, 71, 72, 74, 76, 77, 79, 84-86, 90, 92, 94-98	41, 700	0. 7118
	80.0	73, 82, 93	41, 100	0. 7106
	80.0	68, 75, 80, 81	41, 700	0. 7106
	80.0	105, 106, 108, 111	49, 300	0. 7118
	80.0	100-103, 109-115	49, 800	0. 7118
	80.0	104	49, 300	0. 7106
	80.0	107	49, 800	0. 7106
	80.0	207, 212, 213, 215	53, 600	0. 7118
	80.0	201, 203, 204, 206, 209-211, 214, 216, 217	54, 200	0. 7118
	80.0	208	52, 400	0. 7106
	80.0	202	53, 600	0. 7106
	80.0	205	54, 200	0. 7106
	80.0	224	55, 700	0. 7118
	80.0	221	56, 900	0. 7118
	80.0	218-220, 222, 223	57, 500	0. 7118
	80.0	225	57, 500	0. 7106

		80.0	226, 227	59, 600	0.7118
横井地区小集落 改良住宅	奈良市横井一丁目、横井 二丁目及び横井五丁目	80.0	132, 133	47, 500	0.7118
		80.0	116-127, 129-131, 134, 135	49, 800	0.7118
		80.0	128	49, 800	0.7106
		80.0	136-139, 141	49, 200	0.7118
		80.0	140	49, 200	0.7106
		80.0	143-153	50, 100	0.7118
		80.0	154	50, 100	0.7106
		80.0	158, 159	50, 200	0.7118
		80.0	155-157, 161, 162	50, 800	0.7118
		80.0	160	50, 800	0.7106
		80.0	163, 167-172, 176-178	49, 800	0.7118
		80.0	166	49, 200	0.7106
		80.0	164, 165, 173-175	49, 800	0.7106
		80.0	181-186	50, 600	0.7118
		80.0	179	50, 000	0.7106
		80.0	180	50, 600	0.7106
		80.0	187-190	57, 500	0.7118
		80.0	191, 193, 195, 196	56, 100	0.7118
		80.0	192	55, 600	0.7106
		80.0	194	56, 100	0.7106
横井地区店舗付 改良住宅	奈良市横井二丁目	120.0	3	67, 500	0.7118
		120.0	1, 4	68, 000	0.7118

		120.0	2	68,000	0.7106
		120.0	5,6	68,700	0.7118
		120.0	7-9	70,100	0.7106
		124.6	10	84,300	0.7118
古市地区小集落 改良住宅	奈良市古市町	81.0	4	52,700	0.7423
		81.0	1-3,5,6	53,300	0.7423
		81.0	20	54,300	0.7423
		81.0	7-14, 19, 25, 26, 39, 40	55,000	0.7423
		81.0	27-36	55,800	0.7423
		81.0	41, 43-45	57,800	0.7423
		81.0	46, 47	61,300	0.7423
		83.7	102-109	65,500	0.7423
		82.1	48-71	61,600	0.7423
		82.1	110-113	64,000	0.7423
		82.1	72-79. 82-101	61,800	0.7423
		82.1	15-17	59,600	0.7423
		82.1	18	60,200	0.7423
		82.1	21, 22	62,200	0.7423
		82.1	114-119	62,200	0.7423
		82.1	128, 129	62,800	0.7423
		82.1	124-127	62,800	0.7423
82.1	132, 133	63,500	0.7423		
82.1	140, 141	63,500	0.7423		
82.1	80, 81	63,500	0.7423		

		82.1	136, 137	64, 100	0.7423
		82.1	122, 123	63, 500	0.7423
		82.1	138, 139	65, 400	0.7423
		82.1	143, 144	62, 600	0.7423
		82.1	134, 135	62, 600	0.7423
		82.1	130, 131	63, 900	0.7423
		82.1	145-148	63, 900	0.7423
		82.1	120, 121	62, 700	0.7423
		82.1	149, 150	63, 600	0.7423
		82.1	151, 152	63, 600	0.7423
畑中地区 小規模改良住宅	奈良市船橋町	77.8	101-404	85, 500	0.7816
第1号 コミュニティ 住宅	奈良市三条本町	53.9	109-116~609-616	57, 700	0.8336
		65.4	上記以外6Fまで	70, 100	0.8336
		74.7	701-1319	80, 100	0.8336
第2号 コミュニティ住 宅	奈良市紀寺町	74.6	1期301-403	71, 100	0.7178
		66.1	1期 101, 104, 201, 204	63, 000	0.7178
		46.3	1期上記以外	44, 100	0.7178
		74.6	2期301-403	73, 900	0.7178
		66.1	2期 101, 104, 201, 204	65, 400	0.7178
		46.3	2期上記以外	45, 900	0.7178
		74.6	3期下記以外	72, 300	0.7178
		66.1	3期 102, 202, 302, 402	64, 000	0.7178

西之阪地区改良 住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	23.6	1-3, 5-8, 10-14	17,400	0.8002
		22.0	15-17, 19, 23	11,700	0.8002
		22.0	25	14,400	0.8002
		22.0	26-27	20,100	0.8002
		28.0	24	19,600	0.8002
		28.0	25	20,200	0.8002
		28.0	27	21,900	0.8002
横井地区改良店 舗	奈良市横井二丁目	55.0	1	27,800	0.7106

奈良市法令遵守の推進に関する条例（平成19年奈良市条例第4号）第15条第2項の規定により、次のとおり不当要求行為等の行為者の氏名等を公表する。

令和元年11月1日

奈良市長 仲川元庸

1 不当要求行為等の行為者の氏名

奈良市 高垣 和茂

2 文書による警告を行った日

令和元年11月1日

3 警告の内容

次の行為をしないこと。

- (1) 通常、市民に対して行わない書類の作成、書類への押印を求めるなど、特定の個人が有利な取扱いを受けよう要求する行為（奈良市法令遵守の推進に関する規則（平成19年奈良市規則第20号。以下「規則」という。）第2条第1項第6号に該当）
- (2) 面談の継続は困難と判断し、退去を求めたにもかかわらず退去しないなど、職員が正常な状態で面談することが困難であると判断し、断ったにもかかわらず、強硬に脅迫的言動をもって面接を強要する行為（規則第2条第2項第2号に該当）
- (3) 自らの主張、市の対応についての苦情、職員に対する誹謗中傷を大声で繰り返すなど、粗野又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為（規則第2条第2項第3号に該当）
- (4) 市庁舎内で対応職員を理由なく動画で撮影するなど、庁舎等の保全、庁舎等における秩序の維持に支障を生じさせる行為（規則第2条第2項第5号に該当）

奈良市告示第 310 号

平成 31 年奈良市告示第 186 号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和元年 11 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

別紙 2 の表中

日吉耳鼻咽喉科クリニック	日吉 基文	中登美ヶ丘3-2ローレルスクエア登美ヶ丘東館Ⅱ101号	52-3871
平岡整形外科	平岡 大吾	あやめ池北三丁目1-26エミエールあやめ池2F	41-0641

を

日吉耳鼻咽喉科クリニック	日吉 基文	中登美ヶ丘三丁目2ローレルスクエア登美ヶ丘東館Ⅱ101号	52-3871
--------------	-------	------------------------------	---------

に、

森川内科医院	森川 暁	登美ヶ丘1-2-16	45-4877
--------	------	------------	---------

を

森川内科医院	森川 暢	登美ヶ丘一丁目2-16	45-4877
--------	------	-------------	---------

に改める。

別紙 3 の表中

しき地診療所	630-8105	奈良県奈良市佐保台1丁目3571-208	0742-71-0034	○	○
--------	----------	----------------------	--------------	---	---

を

しき地診療所	630-8105	奈良県奈良市佐保台一丁目3571-208	0742-71-0034	○	○
しだ小児科クリニック	631-0003	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目1	0742-81-8739	○	○

に、

医療法人 中岡内科クリニック	631-0821	奈良県奈良市西大寺東町2丁目1番63号サウザンテラス西大寺3F	0742-32-3800	○	○
----------------	----------	---------------------------------	--------------	---	---

を

医療法人 中岡内科クリニック	631-0821	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1番63号サウザンテラス西大寺3F	0742-32-3800	○	○
なかがわ呼吸器科アレルギー科医院	631-0806	奈良県奈良市朱雀五丁目3-8	0742-70-5433	○	○

に、

はらだ医院	630-8306	奈良県奈良市紀寺町607	0742-22-6817	○	○
-------	----------	--------------	--------------	---	---

を

はらだ医院	630-8306	奈良県奈良市紀寺町607	0742-22-6817	○	○
はらだ糖尿病・腎・内科クリニック	631-0003	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目1	0742-52-1171	○	○

に、

福山医院	630-8024	奈良県奈良市尼辻中町11-3	0742-33-5135	○	○
------	----------	----------------	--------------	---	---

を

福山医院	630-8024	奈良県奈良市尼辻中町11-3	0742-33-5135	○	○
ふるや糖尿病・甲状腺クリニック	631-0842	奈良県奈良市菅原東二丁目18-19	0742-53-1108	○	○

に改める。

奈良市告示第 311 号

令和元年奈良市告示第 284 号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和元年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

別紙の表中

日吉耳鼻咽喉科クリニック	日吉 基文	中登美ヶ丘三丁目2ローレルスクエア登美ヶ丘東館Ⅱ101号	52-3871
平岡整形外科	平岡 大吾	あやめ池北三丁目1-26エミエールあやめ池2F	41-0641

を

日吉耳鼻咽喉科クリニック	日吉 基文	中登美ヶ丘三丁目2ローレルスクエア登美ヶ丘東館Ⅱ101号	52-3871
--------------	-------	------------------------------	---------

に、

森川内科医院	森川 暁	登美ヶ丘一丁目2-16	45-4877
--------	------	-------------	---------

を

森川内科医院	森川 暢	登美ヶ丘一丁目2-16	45-4877
--------	------	-------------	---------

に改める。

奈良市告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催する。

令和元年11月5日

奈良市長 仲川元庸

1 公聴会開催の日時及び場所

日時 令和元年11月30日 午前10時から

場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 中央棟6階 正庁

2 変更に係る都市計画の種類及び土地の区域

種類 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域

土地の区域 奈良市佐保台一丁目の一部

3 変更案に関する図書の閲覧

期間 令和元年11月5日から令和元年11月19日まで

場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

4 公述申出書の提出方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（奈良市の住民及びその他の利害関係人に限る。）は、変更案についての意見の要旨とその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢、電話番号を併記した公述申出書を市長宛とし、都市整備部都市計画課に令和元年11月19日までに必着するように提出しなければならない。なお、公述申出書の提出がなかった場合は、公聴会の開催を中止する。

5 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから市長が選定し、その旨を通知した者とする。

6 公聴会及び変更案に関する問合せ

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

奈良市告示第313号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

令和元年11月5日

奈良市長 仲川 元庸

1 地区計画等の種類

地区計画

2 地区計画の名称

JR平城山車両基地地区計画

3 地区計画の位置

奈良市佐保台一丁目の一部

4 地区計画の区域

別紙図面省略

5 地区計画の面積

約14.7ha

6 地区計画の原案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

7 地区計画の原案の縦覧期間

令和元年11月5日から令和元年11月19日まで

8 地区計画の原案に対する意見の提出方法

この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、都市整備部都市計画課に令和元年11月26日までに必着するように提出しなければならない。

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和 元年11月 5日

奈良市長 仲川 元庸

整理番号	道路の種類	路線名	区間	延長 (m)
1	市道	登美ヶ丘中町線 (都市計画道路 「奥柳登美ヶ丘線」)	自：学園南三丁目 2000 番 7 地先から 至：学園南三丁目 963 番 288 地先まで	上り L = 3 6 0 m
			自：学園南一丁目 998 番 3 地先から 至：学園南一丁目 963 番 261 地先まで	下り L = 3 6 0 m

奈良市告示第 315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月5日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
らくじクリニック (医科)	奈良県奈良市南新町19番地1 南新町ビル1階	居宅 居宅療養管理指導	平成27年 8月1日
医療法人 楽慈会	奈良県奈良市南新町19番地1 南新町ビル1階		
らくじクリニック (医科)	奈良県奈良市南新町19番地1 南新町ビル1階	介護予防 居宅療養管理指導	令和元年 10月1日
医療法人 楽慈会	奈良県奈良市南新町19番地1 南新町ビル1階		
らくじクリニック (歯科)	奈良県奈良市南新町19番地1 南新町ビル1階	居宅 居宅療養管理指導	平成26年 4月1日
医療法人 楽慈会	奈良県奈良市南新町19番地1 南新町ビル1階		
らくじクリニック (歯科)	奈良県奈良市南新町19番地1 南新町ビル1階	介護予防 居宅療養管理指導	平成30年 5月1日
医療法人 楽慈会	奈良県奈良市南新町19番地1 南新町ビル1階		

奈良市告示第316号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和元年11月5日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年11月5日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 317 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年11月5日

奈良市長 仲川元庸

1 変更する住居番号

	住居番号を変更した建造物の表示
変更前	四条大路一丁目5番73号
変更後	四条大路一丁目5番72号

奈良市告示第318号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 元年11月 5日

奈良市長 仲川 元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
五条西一丁目32番2-1号	四条大路一丁目5番14-室番号	
北登美ヶ丘二丁目22番18号	中登美ヶ丘六丁目19番8号	
百楽園二丁目10番12号	鶴舞西町3番30号	
西大寺新町一丁目1番9-2号	三条大路一丁目9番11号	
三条桧町28番4号	三条大路一丁目9番12号	
大安寺四丁目16番24号	藤ノ木台三丁目29番30号	
宝来二丁目18番2号	あやめ池北一丁目4番17号	
三条本町11番12号	宝来三丁目5番8号	
六条西二丁目14番16号	あやめ池北一丁目2番8号	
登美ヶ丘三丁目6番5号	平松三丁目22番12号	
学園朝日町10番2-1号	帝塚山南二丁目21番2号	
学園朝日町10番2-2号	松陽台二丁目18番7号	
学園朝日町10番3号	東登美ヶ丘二丁目17番6号	
菅原東二丁目17番7号		
あやめ池北三丁目4番23号		
西登美ヶ丘七丁目1番6号		
学園南三丁目14番2号		
帝塚山二丁目18番14号		
菅原東一丁目8番3号		

奈良市告示第319号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和元年11月6日

奈良市長 仲川元庸

1. 指定年月日 令和元年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910103064	合同会社 導	630-8036	奈良市五 条畑一丁 目5-39	ケアサポ ートゆと り	630-8036	奈良市五 条畑一丁 目5-39	居宅介護 重度訪問 介護
2910103072	株式会社 プロパテ ィ・ケア	533-0033	大阪市東 淀川区東 中島一丁 目18番22 号	ハッピー スタッフ 奈良学園 前	631-0016	奈良市学 園朝日町8 番8号	居宅介護 重度訪問 介護
2910103080	株式会社 フェリン テ	619-0214	京都府木 津川市木 津殿城90 番地6	訪問介護 福助	630-8141	奈良市南 京終町1 丁目89番 地4	居宅介護 重度訪問 介護

奈良市告示第320号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等を廃止したので、同法第21条の5の2第2号の規定に基づき告示する。

令和元年11月6日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和元年10月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950171450	株式会社 クラ・ゼ ミ	430-0944	静岡県浜松 市中区田町 230-15	こどもサ ポート教 室「きら り」菖蒲 池駅前校	631-0033	奈良市あや め池南 2-1-50	児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス

奈良市告示第321号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和元年11月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年11月7日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第322号

奈良市表彰条例（昭和33年奈良市条例第1号）第7条の規定に基づき
令和元年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

令和元年11月8日

奈良市長 仲川元庸

有功表彰の部（21名、内1名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
津山 恭之	京都府木津川市	条例 第3条第1項第3号
白井 義成	奈良市敷島町一丁目	条例 第3条第1項第4号
生駒 博	奈良市古市町	条例 第3条第1項第5号
沢井 啓祐	奈良市法蓮町	条例 第3条第1項第5号
前田 昭	奈良市高畑町	条例 第3条第1項第6号
尾形 季久雄	奈良市高天町	条例 第3条第1項第6号
飯田 善之	奈良市三条町	条例 第3条第1項第6号
泉谷 明	奈良市西大寺栄町	条例 第3条第1項第6号
西上 裕大	奈良市南京終町	条例 第3条第1項第6号
藤田 正博	奈良市佐紀町	条例 第3条第1項第6号
中口 則弘	奈良市佐保台二丁目	条例 第3条第1項第6号
上野 泰照	奈良市南京終町三丁目	条例 第3条第1項第6号
松村 佳子	奈良県大和郡山市	条例 第3条第1項第6号
前迫 ゆり	京都市下京区	条例 第3条第1項第6号
玉井 史朗	奈良市鶴舞西町	条例 第3条第1項第6号
上杉 克彦	奈良市三条大路五丁目	条例 第3条第1項第6号
木村 和弘	奈良市秋篠町	条例 第3条第1項第6号
植野 恵靖	奈良市大安寺七丁目	条例 第3条第1項第6号
松岡 弘機	奈良市北之庄町	条例 第3条第1項第6号
松塚 修一	奈良市川上町	条例 第3条第1項第6号

功勞表彰の部（77名、内9名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
奥中 貴雄	奈良市押上町	条例 第4条第1号
高倉 榮喜男	奈良市下深川町	条例 第4条第1号
植 榮和	奈良市荻町	条例 第4条第1号
福西 三二	奈良市針町	条例 第4条第1号
中辻 圭弘	奈良市上深川町	条例 第4条第1号
中西 恒文	奈良市菅原東	条例 第4条第1号
熊木 伸江	奈良市大安寺四丁目	条例 第4条第1号
乾 昌弘	奈良市橋本町	条例 第4条第1号
下谷 幸司	奈良市押上町	条例 第4条第1号
大方 豊	生駒郡斑鳩町	条例 第4条第1号
坂本 曲齋	奈良市雑司町	条例 第4条第1号
三橋 弘宣	奈良市法蓮町	条例 第4条第1号
上垣 文浩	奈良市神功三丁目	条例 第4条第1号
向 正訓	奈良市水門町	条例 第4条第3号
宮碯 守雄	奈良市南半田西町	条例 第4条第3号
田中 稔積	奈良市法蓮町	条例 第4条第3号
木村 檜治	奈良市北向町	条例 第4条第3号
平野 勝彦	奈良市大宮町四丁目	条例 第4条第3号
岡本 光一	奈良市東九条町	条例 第4条第3号
楠下 武司	奈良市大安寺五丁目	条例 第4条第3号
曾我 龍男	奈良市大安寺六丁目	条例 第4条第3号

氏 名	住 所	事 績
森田 裕之	奈良市菅原町	条例 第4条第3号
大西 雅之	奈良市西大寺北町三丁目	条例 第4条第3号
丹羽 松一	奈良市六条西一丁目	条例 第4条第3号
澤口 昌弘	奈良市佐紀町	条例 第4条第3号
大西 隆一	奈良市二条町二丁目	条例 第4条第3号
吉田 又康	奈良市四条大路四丁目	条例 第4条第3号
浅野 恭志	奈良市百楽園一丁目	条例 第4条第3号
佐野 隆	奈良市鶴舞西町	条例 第4条第4号
相川 貴文	奈良県生駒市	条例 第4条第4号
和田 徹	奈良市学園南一丁目	条例 第4条第4号
中川 幾郎	大阪府豊中市	条例 第4条第4号
辻中 佳奈子	奈良市百楽園一丁目	条例 第4条第4号
武田 千加代	北葛城郡上牧町	条例 第4条第4号
稲葉 征四郎	京都市西京区	条例 第4条第4号
菊池 英亮	奈良市登美ヶ丘五丁目	条例 第4条第4号
鈴木 悦則	奈良市紀寺町	条例 第4条第4号
武村 純一	奈良市山町	条例 第4条第4号
山下 憲昭	大谷大学	条例 第4条第4号
小西 英玄	奈良市角振町	条例 第4条第4号
永田 喜代子	奈良市六条一丁目	条例 第4条第4号
遊津 隆義	生駒郡平群町	条例 第4条第4号
西山 要一	奈良市南紀寺町三丁目	条例 第4条第4号
小松原 尚	奈良市右京五丁目	条例 第4条第4号
福岡 雅子	奈良市法蓮町	条例 第4条第4号
中山 徹	大阪府豊中市	条例 第4条第4号
梶 哲教	大阪府羽曳野市	条例 第4条第4号

氏 名	住 所	事 績
山田 淳	京都市左京区	条例 第4条第4号
桐木 正明	奈良市東九条町	条例 第4条第4号
杉峰 英憲	京都府木津川市	条例 第4条第4号
中村 武朗	奈良市沓掛町	条例 第4条第5号
西口 実	奈良市山陵町	条例 第4条第5号
金田 智仁	奈良市鳥見町三丁目	条例 第4条第5号
松村 利明	奈良市高樋町	条例 第4条第5号
新宅 国敏	奈良市上深川町	条例 第4条第5号
新谷 眞司	奈良市平清水町	条例 第4条第5号
池西 威彦	奈良市鹿野園町	条例 第4条第5号
中元 順康	奈良市藤ノ木台四丁目	条例 第4条第5号
中井 信雄	奈良市朱雀三丁目	条例 第4条第5号
脇田 友晶	奈良市法蓮町	条例 第4条第5号
清水 大二郎	奈良市芝辻町二丁目	条例 第4条第5号
山崎 實	奈良市平松一丁目	条例 第4条第6号
勢戸 一二	奈良市帝塚山一丁目	条例 第4条第6号
戸尾 充	奈良市朱雀五丁目	条例 第4条第6号
實達 照樹	奈良市学園南二丁目	条例 第4条第6号
三崎 圭一	奈良市西木辻町	条例 第4条第6号
藤田 美恵	奈良市西包永町	条例 第4条第6号
岩崎 壽美	奈良市登美ヶ丘一丁目	条例 第4条第6号

善行表彰の部（6名16団体、内1名氏名等公表辞退）

氏 名	住 所	事 績
大石 良太	フランス	条例 第5条第1号
岩本 潤三	奈良市右京四丁目	条例 第5条第1号
北村 誠章	奈良市二名平野一丁目	条例 第5条第1号
内藤 正孝	奈良市三松一丁目	条例 第5条第1号
ローレンス マックラウド マドックス	奈良市秋篠早月町	条例 第5条第2号
佐保川を美しくする会	奈良市古市町	条例 第5条第6号
準家庭倫理の会奈良 平城支部	奈良市平松一丁目	条例 第5条第6号
歌姫町婦人会	奈良市歌姫町	条例 第5条第6号
大宮町三丁目第一自治会	奈良市大宮町三丁目	条例 第5条第6号
大宮町六丁目自治会	奈良市大宮町六丁目	条例 第5条第6号
押熊町万年青年クラブ	奈良市押熊町	条例 第5条第6号
FA奈良	奈良市恋の窪一丁目	条例 第5条第6号
カトレア	奈良市西登美ヶ丘三丁目	条例 第5条第6号
チーム タナカ	奈良市神功一丁目	条例 第5条第6号
夢工房ともしびの会	奈良市法蓮町	条例 第5条第6号
メグリー'92	奈良市西大寺新池町	条例 第5条第6号
奈良市運動習慣づくり推進員協議会	奈良市疋田町一丁目	条例 第5条第6号
寧楽考古楽倶楽部	奈良市大安寺西二丁目	条例 第5条第6号
秋篠川源流を愛し育てる会	奈良市中山町西二丁目	条例 第5条第6号
二名きこり隊	奈良市二名平野二丁目	条例 第5条第6号
なら地域ねこの会	奈良県生駒市	条例 第5条第6号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和元年11月8日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年11月8日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第324号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

令和元年11月8日

奈良市長 仲川 元庸

1 形質変更時要届出区域として指定する区域

奈良県奈良市平松一丁目773番1の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 その他

区域の範囲を示した台帳を健康医療部保健所保健・環境検査課に備え置き、一般の閲覧に供する。

奈良市告示第 325 号

奈良市陸上競技場等 11 体育施設の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 2 条の規定により次のとおり告示します。

令和元年 11 月 11 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市法蓮佐保山四丁目 5 番 1 号

・奈良市鴻ノ池陸上競技場

奈良市法蓮佐保山四丁目 3 番 1 号

・奈良市鴻ノ池球場

奈良市法蓮佐保山四丁目 9 番 1 号

・奈良市鴻ノ池コート

奈良市法蓮佐保山四丁目 1 番 3 号

・奈良市中央体育館

奈良市法蓮佐保山四丁目 6 番 1 号

・奈良市中央第二体育館

奈良市杏町 4 6 7 番地の 1

・奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

・奈良市南部生涯スポーツセンターコート

・奈良市南部生涯スポーツセンター球技場

・奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート

奈良市柏木町 2 5 5 番地の 1

・奈良市柏木球場

・奈良市柏木コート

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること
- (2) 体育施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

3 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市市民部スポーツ振興課

(2)申請期間

令和元年11月18日(月)から令和元年12月24日(火)まで

(3)提出書類

奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設の指定管理者指定申請に、次の書類を添えて提出ください。

- ① 奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設の指定管理者事業計画書
- ② 奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設の指定管理者収支予算書
- ③ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則その他、これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
- ④ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他、活動の内容及び財務の状況がわかる書類(但し、今年度に結成された団体については不要)
- ⑤ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他、活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- ⑥ 団体の役員名簿その他、これに類する書類
- ⑦ 団体及びその代表者が、平成30年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ⑧ 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の手続きに係る委任状
- ⑨ 誓約書

5 その他

その他の詳細は、奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設の指定管理者募集要項によります。

6 問合せ先

奈良市市民部スポーツ振興課

電話 0742-34-4862 FAX 0742-34-4765

メールアドレス: sportsshinko@city.nara.lg.jp

奈良市告示第326号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和元年11月11日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年11月10日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第327号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第2条の規定により、
街区の区域等を次のとおり変更します。

令和元年11月12日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更の年月日

令和元年12月3日

2 街区の区域等の変更

①中登美ヶ丘五丁目

別図1を別図2に示すとおり変更します。

21街区から34街区を新設し、17街区と20街区の区域を変更。

別図1・別図2省略

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月12日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
みねい歯科医院	奈良県奈良市恋の窪二丁目 12-9	居宅 居宅療養管理指導	令和元年
嶺井 弘行	奈良県奈良市若葉台一丁目 5-17	介護予防 居宅療養管理指導	10月1日

奈良市告示第 329 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 51 条第 1 項の規定により指定介護機関から事業を辞退した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 元年 11 月 12 日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		辞退した施設又は 辞退した事業の種類	辞退年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和元年 10月1日
名称	主たる事務所の所在地		
グランダ学園前 ケアステーション	奈良県奈良市学園大和町五丁目 748-1	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和元年 10月1日
株式会社ベネッセ スタイルケア	東京都新宿区西新宿二丁目 3番1号 新宿モノリスビル		

奈良市告示第 330 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年 11月 12日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
米田 知弘		柔道整復	令和元年 8月31日
フェイス整骨院	奈良県奈良市大宮町四丁目 270番地の10 ルデパール 新大宮1F		

奈良市告示第 33/ 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年11月12日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
白井 源宏		あんま	令和元年 11月5日
訪問マッサージ 祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目 5番16-1号		

奈良市告示第334号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和元年11月14日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年11月14日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月15日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護 福助	奈良県奈良市南京終町一丁目 89番地4	居宅 訪問介護	令和元年 11月1日
株式会社フェリシテ	京都府木津川市木津殿城 90番地6		
ハッピースタッフ 奈良学園前	奈良県奈良市学園朝日町 8番8号	居宅 訪問介護	令和元年 11月1日
株式会社 プロパティ・ケア	大阪府大阪市東淀川区東中島 一丁目18番22号	訪問型サービス（独自）	

公營企業

奈良市企業局告示第25号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、令和元年11月 1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和元年11月 1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和元年11月15日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する場所

奈良市南紀寺町二丁目、学園大和町三丁目、紀寺町、学園大和町四丁目の一部

2-2 公共下水道を整備し、供用を開始する場所

処理分区	起 点	終 点	告示位置図No.
南奈良第2処理分区	南紀寺町二丁目265-1	南紀寺町二丁目265-3	①
富雄川第8処理分区	学園大和町三丁目164-1	学園大和町三丁目163	②
大安寺第1処理分区	紀寺町807-3	紀寺町806	③
富雄川第8処理分区	学園大和町四丁目8	学園大和町四丁目3	④

3 公共汚水樹を設置し、供用を開始する場所

処理分区	場所	告示位置図No.
佐保川第10処理分区	宝来三丁目158の一部	⑤
佐保川第4処理分区	押熊町2061-9	⑥
佐保川第10処理分区	若葉台三丁目376-10	⑦
富雄川第4処理分区	三松四丁目982-2	⑧
南奈良第2処理分区	北永井町131の一部	⑨
南奈良第1処理分区	古市町321-2	⑩
富雄川第4処理分区	二名三丁目959-1,-4	⑪
佐保川第1処理分区	中山町西二丁目939-47	⑫
富雄川第4処理分区	三松四丁目937-6	⑬
富雄川第4処理分区	三松四丁目937-10	⑭
富雄川第4処理分区	三松四丁目937-2	⑮

4 供用を開始する公共下水道の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
位置図省略

奈良市法令遵守の推進に関する条例（平成19年奈良市条例第4号）第15条第2項の規定により、次のとおり不当要求行為等の行為者の氏名等を公表する。

令和元年11月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

1 不当要求行為等の行為者の氏名

奈良市 高垣 和茂

2 文書による警告を行った日

令和元年11月1日

3 警告の内容

次の行為をしないこと。

- (1) 通常、市民に対して行わない書類の作成、書類への押印を求めるなど、特定の個人が有利な取扱いを受けよう要求する行為（奈良市法令遵守の推進に関する規則（平成19年奈良市規則第20号。以下「規則」という。）第2条第1項第6号に該当）
- (2) 面談の継続は困難と判断し、退去を求めたにもかかわらず退去しないなど、職員が正常な状態で面談することが困難であると判断し、断ったにもかかわらず、強硬に脅迫的言動をもって面接を強要する行為（規則第2条第2項第2号に該当）
- (3) 自らの主張、市の対応についての苦情、職員に対する誹謗中傷を大声で繰り返すなど、粗野又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為（規則第2条第2項第3号に該当）
- (4) 市庁舎内で対応職員を理由なく動画で撮影するなど、庁舎等の保全、庁舎等における秩序の維持に支障を生じさせる行為（規則第2条第2項第5号に該当）

奈良市企業局告示第27号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止
の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

令和元年11月15日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
有限会社新宮建設	代表取締役 山野上 堅二	大阪府東大阪市吉原一丁目8-16	令和元年10月28日

教育委員会

奈良市教育委員会告示第11号

奈良市法令遵守の推進に関する条例（平成19年奈良市条例第4号）第15条第2項の規定により、次のとおり不当要求行為等の行為者の氏名等を公表する。

令和元年11月1日

奈良市教育委員会 教育長 中 室 雄 俊

1 不当要求行為等の行為者の氏名

奈良市 高垣 和茂

2 文書による警告を行った日

令和元年11月1日

3 警告の内容

次の行為をしないこと。

- (1) 通常、市民に対して行わない書類の作成、書類への押印を求めるなど、特定の個人が有利な取扱いを受けよう要求する行為（奈良市法令遵守の推進に関する規則（平成19年奈良市規則第20号。以下「規則」という。）第2条第1項第6号に該当）
- (2) 面談の継続は困難と判断し、退去を求めたにもかかわらず退去しないなど、職員が正常な状態で面談することが困難であると判断し、断ったにもかかわらず、強硬に脅迫的言動をもって面接を強要する行為（規則第2条第2項第2号に該当）
- (3) 自らの主張、市の対応についての苦情、職員に対する誹謗中傷を大声で繰り返すなど、粗野又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為（規則第2条第2項第3号に該当）
- (4) 市庁舎内で対応職員を理由なく動画で撮影するなど、庁舎等の保全、庁舎等における秩序の維持に支障を生じさせる行為（規則第2条第2項第5号に該当）

奈良市教育委員会告示第12号

令和元年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和元年11月12日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

令和元年11月18日（月）

午前9時30分から

2 場 所

一条高等学校 記念館

3 会議に附すべき事案

教育長報告

（1）令和元年度12月補正予算要求額について

議事

議案第42号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（西部公民館学園大和分館）

議案第43号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（南部公民館精華分館）

議案第44号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（南部公民館東九条分館）

議案第45号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（南部公民館明治分館）

議案第46号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（田原公民館横田分館）

議案第47号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（田原公民館水間分館）

議案第48号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（田原公民館杣ノ川分館）

議案第49号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（富雄公民館元町分館）

議案第50号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（柳生公民館興ヶ原分館）

議案第51号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（柳生公民館邑地分館）

議案第52号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（柳生公民館丹生分館）

議案第53号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（柳生公民館北野山分館）

議案第54号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（興東公民館狭川分館）

議案第55号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（興東公民館大平尾分館）

議案第56号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（春日公民館西木辻分館）

議案第57号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（春日公民館大安寺分館）

議案第58号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（春日公民館済美南分館）

- 議案第59号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（二名公民館二名分館）
議案第60号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（二名公民館西登美ヶ丘分館）
議案第61号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（京西公民館平松分館）
議案第62号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（伏見公民館あやめ池分館）
議案第63号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（平城公民館歌姫分館）
議案第64号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（飛鳥公民館白毫寺分館）
議案第65号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（都跡公民館佐紀分館）
議案第66号 教職員の人事について

協議事項

「一条高等学校における中高一貫教育の導入について」

傍聴受付は、開催日の午前8時30分から午前9時20分までで、一条高等学校にて行います。
定員は15名で、定員になり次第締切させていただきます。

農業委員会

奈良市農業委員会告示第9号

奈良市農業委員会令和元年11月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和元年11月7日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

1 日時

令和元年11月14(木) 午後3時30分

2 場所

奈良市法華寺町264番地1
奈良市企業局4階 大会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(10月専決処理分)
- (3) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (4) 知事許可について(10月許可分)